

令和 7 年度 第 1 回 市川市中小企業融資制度審議会

次 第

1. 開会

2. 議題

- (1) 令和 6 年度融資実績及び令和 7 年度融資状況について（報告）
- (2) 令和 8 年度市川市中小企業融資制度に係る利率・利子補給率等の運用について（報告）

3. 閉会

令和 7 年度第 1 回市川市中小企業融資制度審議会資料一覧表

(1) 令和 6 年度融資実績及び令和 7 年度融資状況について

資料 1-1 融資制度の仕組みと事業の概略

1-2 年度別融資状況比較表

1-3 年度別融資状況総括表

(2) 令和 8 年度市川市中小企業融資制度に係る利率・利子補給率等の運用について

資料 2 令和 8 年度市川市中小企業融資制度に係る利率・利子補給率等の運用について

参考資料

- ① 市川市中小企業融資制度 融資のしおり
- ② 令和7年度預託金配分額及び融資限度額一覧
- ③ 中小企業融資及び利子補給に関する条例・規則集
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係る資金の市川市利子補給金制度について（概要）
- ⑤ 市川市中小企業融資制度のベンチャービジネス等支援資金に係る信用保証料補助金の交付について（概要）
- ⑥ 市川市中小企業融資制度審議会について（条例及び名簿）

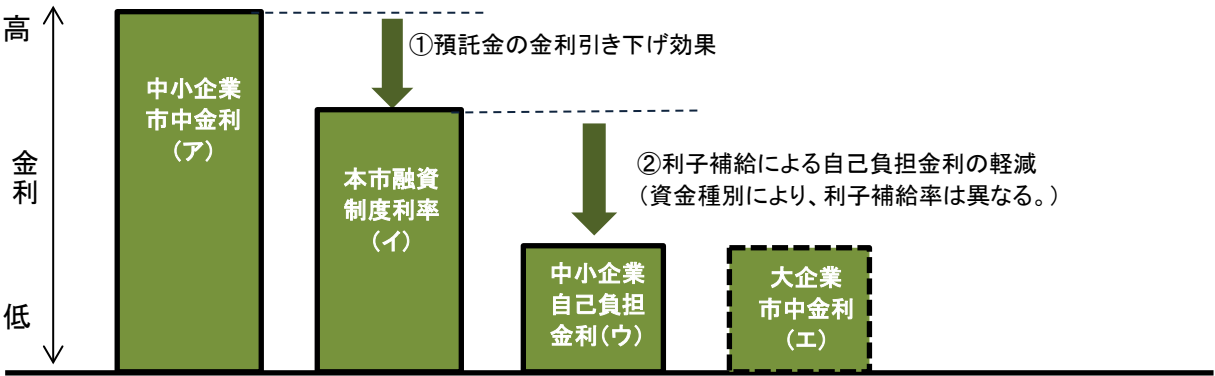
1. 融資制度の仕組み

融資制度とは、一般的に中小企業が民間金融機関から市中金利よりも低利で資金を借り入れができるように自治体が金融機関に貸付原資の一部の預託や中小企業への利子補給を実施する枠組みのことをいいます。本市においても、預託金と利子補給の2本立ての仕組みにより、担保や信用が少ない中小企業が、大企業向けの融資の市中金利とほぼ同じ利率で融資を受けられるようにしています。

〔本市の融資制度〕

①	融資制度の取扱金融機関への資金の預託	本市が預託金を融資制度の取扱金融機関に1年間預け入れし、取扱金融機関は元金と預託金をあわせて、中小企業に対して融資をするもの
②	中小企業への利子補給	本市が年2回、中小企業に対して利子補給をするもの

〔グラフ：預託金と利子補給金の仕組み〕

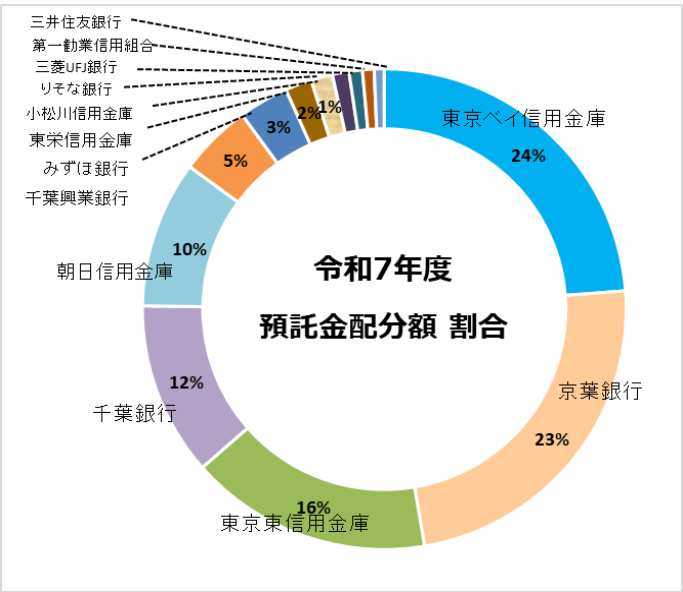


預託金の預入れは、中小企業の市中金利（ア）より引き下げられた融資制度の利率（イ）の設定を可能とします。さらに本市が中小企業に対して利子補給をすることで、中小企業の負担を軽減した自己負担金利（ウ）が可能となります。

なお、本市融資制度では、中小企業の自己負担金利（ウ）が大企業の市中金利（エ）とほぼ同じになるように利子補給を行っています。

2. 令和7年度預託金（取扱金融機関別内訳）

No.	取扱金融機関名	預託金額(千円)
1	東京ベイ信用金庫	214,000
2	京葉銀行	212,000
3	東京東信用金庫	146,000
4	千葉銀行	105,000
5	朝日信用金庫	89,000
6	千葉興業銀行	44,000
7	みずほ銀行	30,000
8	東栄信用金庫	16,000
9	小松川信用金庫	13,000
10	りそな銀行	10,000
11	三菱UFJ銀行	8,000
12	第一勧業信用組合	7,000
13	三井住友銀行	6,000
	計	900,000



※令和7年1月末における融資残高に基づき、預託金を配分した。

※各取扱金融機関は、預託金額に対して協調倍率の7倍を掛けたものが融資限度額となる。

（例）東京ベイ信用金庫の場合 214,000 千円×7倍＝1,498,000 千円

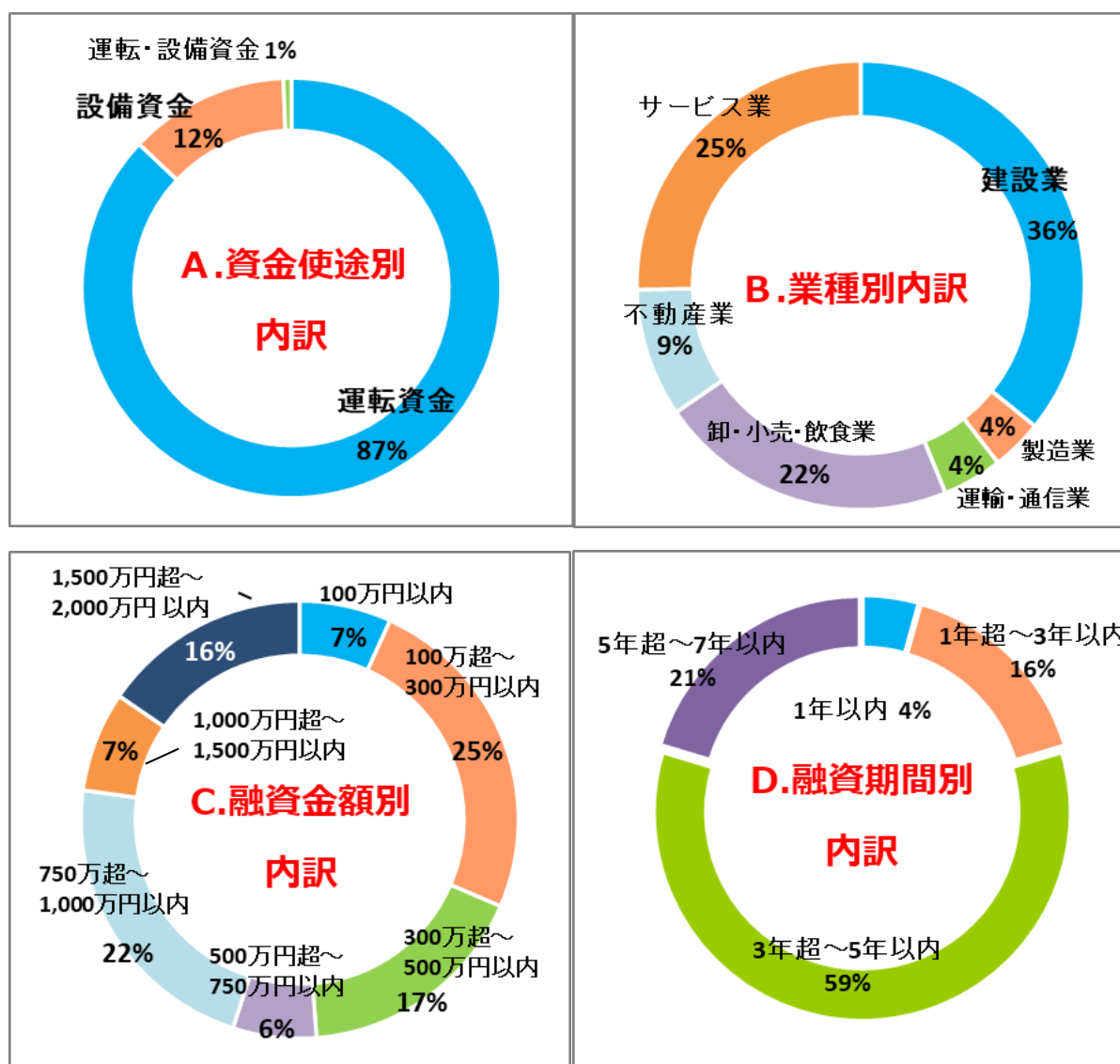
3. 融資資金メニュー及び令和6年度融資実績

No.	資金種別	融資限度額 (万円)	利率 ①	利子補給率 ②	自己負担率 ① - ②	令和6年度 実績 (件 数)
1	小口零細企業保証制度資金	2,000 万円	1.5～2.4%	1.2%	0.3～1.2%	78
2	小規模事業資金	2,000 万円	1.8～3.0%	1.3%	0.5～1.7%	43
3	商店街空き店舗等利用資金	2,000 万円		1.3%	0.5～1.7%	0
4	環境管理対策資金	2,500 万円		1.8～2.0%	0.0～1.0%	0
5	公害防除資金	2,500 万円		1.8～2.0%	0.0～1.0%	0
6	ハンチャレビジ叔等支援資金	2,000 万円	1.5～2.4%	1.5～1.9%	0.0～0.5%	41
	計	—	—	—	—	162

※融資期間により、利率・利子補給率・自己負担率は異なる。

4. 令和6年度融資実績 162 件 (A～D項目別内訳)

A) 資金使途別 B) 業種別 C) 融資金額別 D) 融資期間別



年度別融資状況比較表

金額の単位：千円

1. 総計		通年比較									
年度		令和2年度（4月～3月）		令和3年度（4月～3月）		令和4年度（4月～3月）		令和5年度（4月～3月）		令和6年度（4月～3月）	
件数及び金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		53	269,130	134	723,360	139	756,620	148	978,850	162	1,308,188
2. 項目別内訳											
①資金使途別融資額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内 訳	運転資金	36	223,500	106	584,490	126	671,150	126	852,400	141	1,193,500
	設備資金	16	44,430	26	118,870	12	80,470	20	112,350	20	112,688
	運転設備資金	1	1,200	2	20,000	1	5,000	2	14,100	1	2,000
	計	53	269,130	134	723,360	139	756,620	148	978,850	162	1,308,188
②産業別融資額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内 訳	建設業	18	78,750	35	219,900	32	189,900	43	338,500	58	601,800
	製造業	1	7,000	4	17,600	7	44,100	6	50,800	6	66,000
	運輸・通信業	2	21,220	5	17,700	9	35,550	4	33,600	7	110,000
	卸・小売・飲食店	7	27,000	34	216,200	44	243,500	40	270,100	35	238,670
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	7	28,060	15	90,860	6	35,700	13	122,800	15	84,300
	サービス業	18	107,100	41	161,100	41	207,870	42	163,050	41	207,418
計		53	269,130	134	723,360	139	756,620	148	978,850	162	1,308,188
③資金メニュー別融資額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内 訳	小口零細企業保証制度資金	33	139,380	71	328,990	77	353,770	75	451,850	78	469,848
	小規模事業資金	6	41,250	19	176,270	15	135,500	16	205,500	43	602,000
	公害防除資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商店街空き店舗等利用資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境管理対策資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	独立支援資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ベンチャービジネス等支援資金	14	88,500	44	218,100	47	267,350	57	321,500	41	236,340
計		53	269,130	134	723,360	139	756,620	148	978,850	162	1,308,188
④金額別融資額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内 訳	100万円以内	4	3,050	14	13,300	11	8,750	10	9,300	11	10,770
	100万円超～300万円以内	17	36,080	48	106,570	51	128,000	41	104,180	40	103,630
	300万円超～500万円以内	17	75,700	37	174,290	36	168,000	40	189,470	28	129,268
	500万円超～750万円以内	6	38,200	5	33,000	9	57,370	9	55,800	10	63,720
	750万円超～1,000万円以内	4	37,000	16	159,700	21	200,000	29	280,100	36	351,800
	1,000万円超～1,500万円以内	3	42,500	5	61,500	4	58,000	5	66,000	12	161,000
	1,500万円超～2,000万円以内	2	36,600	9	175,000	7	136,500	14	274,000	25	488,000
	2,000万円超～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		53	269,130	134	723,360	139	756,620	148	978,850	162	1,308,188
⑤返済期間別融資額		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内 訳	1年以内	1	10,000	2	21,000	4	2,800	8	40,000	7	30,000
	1年超～3年以内	4	22,720	25	91,100	23	118,100	20	105,000	26	150,000
	3年超～5年以内	40	197,210	79	372,250	79	484,220	88	560,780	96	806,648
	5年超～7年以内	8	39,200	28	239,010	33	151,500	32	273,070	33	321,540
	7年超～10年以内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		53	269,130	134	723,360	139	756,620	148	978,850	162	1,308,188

四半期比較（前年同時期比較）							
令和6年度（4月～6月）		令和7年度(4月～6月)		対前年度増減		増減率（％）	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
24	183,720	51	473,230	27	289,510	212.5	257.6
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
22	175,500	44	446,000	22	270,500	200.0	254.1
2	8,220	7	27,230	5	19,010	350.0	331.3
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
24	183,720	51	473,230	27	289,510	212.5	257.6
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
7	84,000	22	209,000	15	125,000	314.3	248.8
0	0	1	2,500	1	2,500	-	-
1	17,000	3	35,000	2	18,000	300.0	205.9
3	10,500	12	142,100	9	131,600	400.0	1,353.3
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
3	11,770	2	5,630	-1	-6,140	66.7	47.8
10	60,450	11	79,000	1	18,550	110.0	130.7
24	183,720	51	473,230	27	289,510	212.5	257.6
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	73,220	30	223,980	18	150,760	250.0	305.9
7	79,000	15	218,750	8	139,750	214.3	276.9
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
5	31,500	6	30,500	1	-1,000	120.0	96.8
24	183,720	51	473,230	27	289,510	212.5	257.6
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	1,770	3	2,980	1	1,210	150.0	168.4
6	14,000	9	22,500	3	8,500	150.0	160.7
4	19,000	13	62,750	9	43,750	325.0	330.3
4	24,950	2	12,000	-2	-12,950	50.0	48.1
3	30,000	9	88,000	6	58,000	300.0	293.3
0	0	2	26,000	2	26,000	-	-
5	94,000	13	259,000	8	165,000	260.0	275.5
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
24	183,720	51	473,230	27	289,510	212.5	257.6
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	6,000	1	6,000	0	0	100.0	100.0
4	12,500	4	41,000	0	28,500	100.0	328.0
12	118,500	39	362,230	27	243,730	325.0	305.7
7	46,720	7	64,000	0	17,280	100.0	137.0
0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
24	183,720	51	473,230	27	289,510	212.5	257.6

年度別融資状況総括表

要点①【融資実行】

新規融資の実行はコロナ禍以前は200件台で推移していましたが、令和2年度は53件と大幅に減少しています。減少要因としては、令和2年5月から令和3年3月まで国が民間金融機関における「実質無利子・無担保融資」を実施したことが挙げられます。

なお令和3年度以降は融資実行件数・金額共に毎年度増加しており、今年度に関しても昨年度同時期に比べて2倍のペースで融資の申請及び実行が行われております。

要点②【利子補給】

利子補給は、1年を上期・下期に分け、上期（1月～6月）は9月末に交付、下期（7月～12月）は翌年の3月末に交付しています。令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症により、市内中小企業者が影響を受けていることを考慮して、利子補給率を通常よりも引き上げて融資利率と同率とする特例措置を実施しました。

また、令和5年度以降の利子補給は通常の補給内容で実施しています。

要点③【代位弁済】

代位弁済の発生は年度ごとにばらつきがありますが、令和2年度以降の代位弁済の発生件数はコロナ禍前と比較して低くなっています。

令和2年度・令和3年度はいずれも6件と発生件数自体は同じですが、令和3年度は多額の代位弁済が発生し、市の損失補償額が200万円を超える案件が2件が含まれていることにより、金額の差が生じています。

なお、今年度に関しては6月末現在で6件発生しており、昨年度の件数及び代位弁済額を既に超えており、今後更なる増加が見込まれます。

※金額の単位：千円

年度	融資実行件数・金額		保証債務残高(期末) 融資限度額		利子補給		代位弁済					
							発生状況		損失補償			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	補償 金額	回収状況		回収率 (%)
										件数	金額	
S35 ～ H28	20,549	97,683,617	—	—	—	—	835	1,784,202	205,159	2,447	73,976	—
H29	265	1,701,060	1,317 —	4,296,354 (6,300,000)	2,702	56,317	9	19,075	2,641	55	584	—
H30	250	1,592,580	1,178 —	4,009,836 (6,300,000)	2,426	50,230	7	36,827	3,914	50	366	—
R1	201	1,114,460	1,050 —	3,467,195 (6,300,000)	2,171	46,233	15	56,643	5,525	55	611	—
R2	53	269,130	692 —	2,082,174 (6,300,000)	1,802	63,470	6	15,119	1,733	53	462	—
R3	134	723,360	607 —	1,800,460 (6,300,000)	1,240	38,450	6	37,118	4,860	50	842	—
R4	139	756,620	586 —	1,800,640 (6,300,000)	1,103	35,474	4	17,136	1,918	45	300	—
R5	148	978,850	590 —	2,001,336 (6,300,000)	1,056	22,476	14	29,578	3,342	44	270	—
R6	162	1,308,188	601 —	2,516,061 (6,300,000)	1,035	25,261	3	11,814	1,363	44	498	—
R7※	51	473,230	617 —	2,799,333 (6,300,000)	—	—	6	14,889	1,287	25	61	—
合計	21,952	106,601,095	—	—	—	—	905	2,022,401	231,742	2,868	77,970	33.65

※令和7年度は4月から6月までの実績。

「令和 8 年度市川市中小企業融資制度に係る利率・利子補給率等の運用について」

融資利率・利子補給率の制度運用については近年の社会情勢不安から生じる物価高騰等を踏まえ、
令和 8 年度の利率・利子補給率を現状維持で引き続き、運用することが妥当であると考えております。

＜参考とする経済指標の動向（要旨）＞

(1) 貸出約定平均金利→融資利率の維持

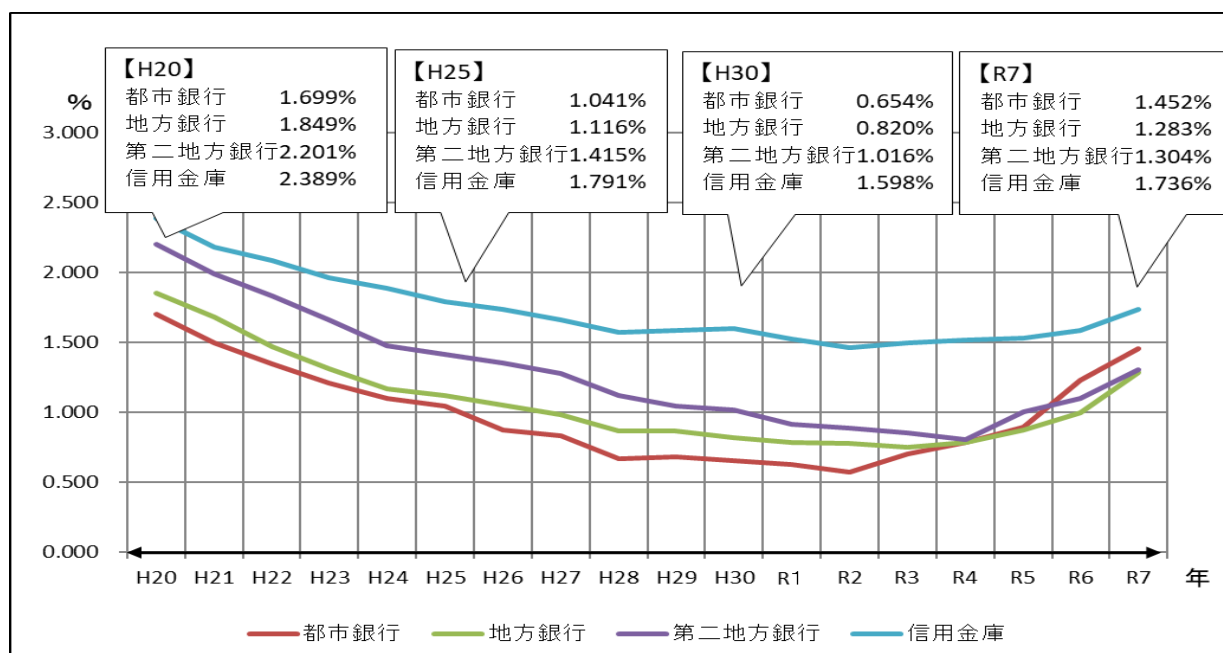
貸出約定平均金利は、日本銀行が国内銀行及び信用金庫における貸出金利の集計結果にもとづいて公表しているものです。以下の「表」及び「グラフ」は、新規に貸出しが行われ、約定時の貸出期間が 1 年以上の貸出しを対象とした、貸出約定平均金利の推移です。

市の融資制度利用者は信用金庫の顧客に最も近いと推測されます。このことから、市の融資利率は信用金庫の貸出約定平均金利を参考にしており、この金利の概ね 1.5 倍～2 倍程度を目安としております。

○1.6%の場合 $1.6\% \times 1.5 \text{ 倍} = 2.4\%$

○1.7%の場合 $1.7\% \times 1.5 \text{ 倍} = 2.5\%$

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
国内銀行	0.677	0.729	0.770	0.873	1.072	1.323
都市銀行	0.568	0.705	0.784	0.890	1.230	1.452
地方銀行	0.776	0.751	0.782	0.874	0.996	1.283
第二地方銀行	0.886	0.855	0.806	1.001	1.098	1.304
信用金庫	1.464	1.493	1.518	1.529	1.586	1.736



※令和 2 年は 1 月から 4 月まで、令和 3 年は 6 月から 12 月までの平均値

（令和 2 年 5 月から令和 3 年 5 月まで、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国の民間金融機関による無利子・無担保融資の実施の影響を受けて、一時的に貸出約定平均金利が下がっていると推測されるため、当該期間の貸出約定平均金利は除いて上記の表を作成）

(2) 長期プライムレート→自己負担金利の維持

融資借入者の自己負担金利は、長期プライムレートを目安としています。

(利率と利子補給の関係式)

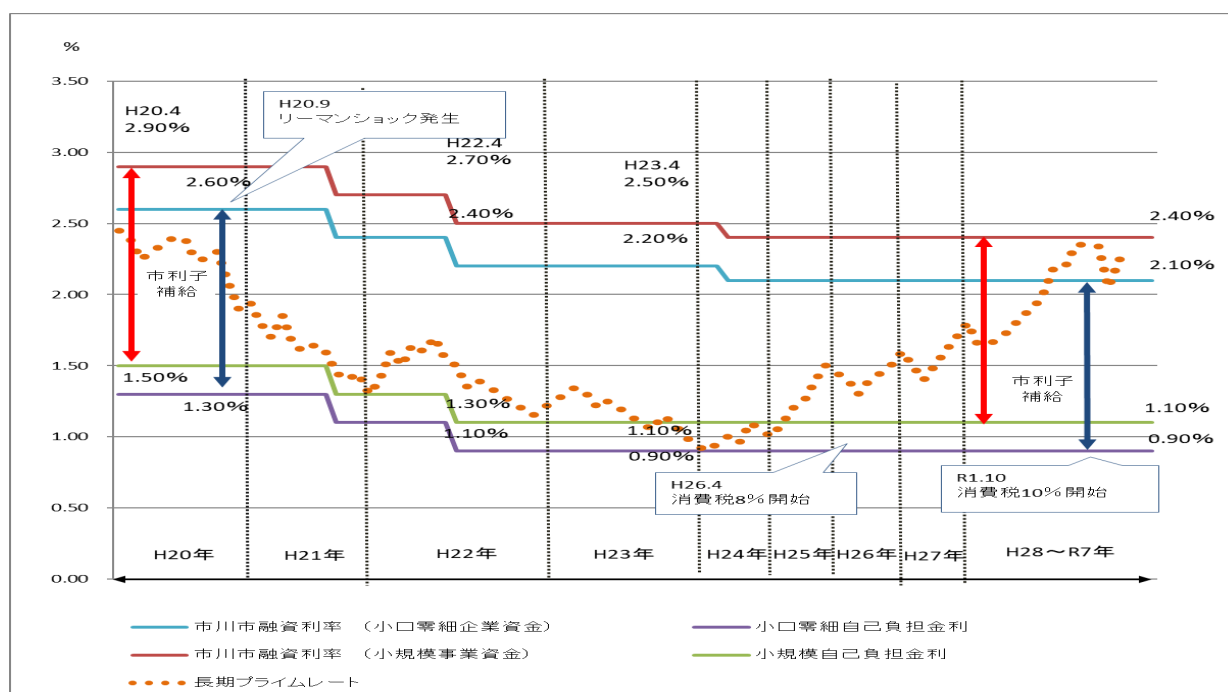
$$\text{融資利率} - \text{利子補給率} = \text{実質的な自己負担金利} \approx \text{長期プライムレート}$$

資金種別	融資利率 (融資期間 3 年超～5 年以内)		利子補給率		自己負担金利
	①				① - ②
小口零細企業 保証制度資金	2.10%	-	1.20%	=	0.90%
小規模事業資金	2.40%	-	1.30%	=	1.10%

長期プライムレートは、民間金融機関が最も信用度の高い優良企業（大企業）向けに、長期（1 年を超える期間）で貸し出す時の最優遇貸出金利になります。近年は 1.00～2.00% 台で推移しており、令和 2 年 8 月 12 日以降は約 1 年半にわたり 1.00% の水準に据え置かれていました。その後、令和 4 年 2 月に 1.10% に引き上げられると、令和 5 年 11 月に 1.60% まで段階的に引き上げられております。その後は 2.00% 前後で推移し令和 7 年 7 月現在 2.20% となっております。

日銀の金融緩和政策に伴い、長期プライムレートが引き上げられたため、利率から見れば利子補給率の見直しが必要ですが、昨今の物価高騰、関税関係などの点を考慮すると、融資借入者の実質的な自己負担金利は引き上げずに現状維持することが好ましいと考えます。

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
長期 プライムレート	0.95%～ 1.10%	1.00%	1.00%～ 1.25%	1.30%～ 1.60%	1.40%～ 1.90%	2.00%～ 2.35%

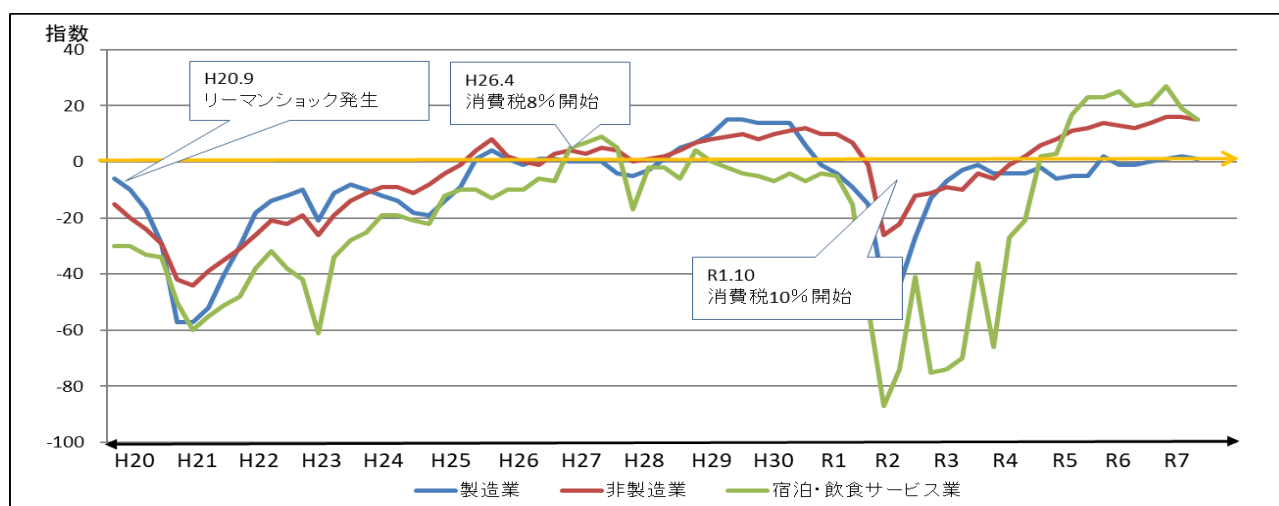


(3) 中小企業の景況感

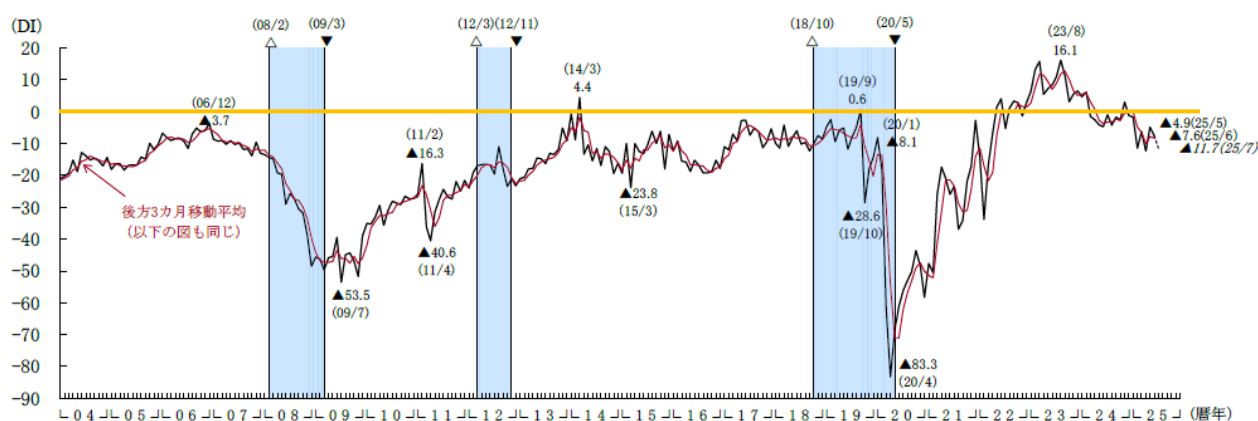
企業の景況感を示すものとして、日本銀行が四半期に一度発表する全国企業短期経済観測調査（日銀短観）があります。この調査の業況判断指数は、景気が良いと判断した企業の割合から、悪いと判断した企業の割合を引いた数値が、「良い」だけであれば 100、「良い」と「悪い」と同数であれば 0 となり、プラスであれば景気は上向いていると判断するなど、景気の転換点を見るのに用いられるもので、大企業・中堅企業・中小企業別の分類で発表されます。

中小企業の業況判断指数を製造業、非製造業、宿泊・飲食サービスの分類で見ると、コロナ禍からかなりの指数の改善が見られ、コロナ禍以前に近い数値を示しており、景気が上向き始めていると思われます。

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
製造業	最大値	-15～	-1～	-2～	+2～	+1～	+2～
	最小値	-45	-13	-4	-6	-1	+1
非製造業	最大値	-1～	-4～	+6～	+14～	+16～	+16～
	最小値	-26	-11	-6	+8	+12	+15
宿泊・飲食サービス	最大値	-41～	-36～	+2～	+23～	+27～	+19～
	最小値	-81	-75	-66	+3	+20	+15



(参考) 小規模企業における売上 DI の推移



(注) 1 売上DIは前年同月比で「増加」企業割合－「減少」企業割合。

2 ———は実績、-----は見通し。斜体は見通しの値を示す。△は景気の山、▼は景気の谷、シャドー部分は景気後退期を示す

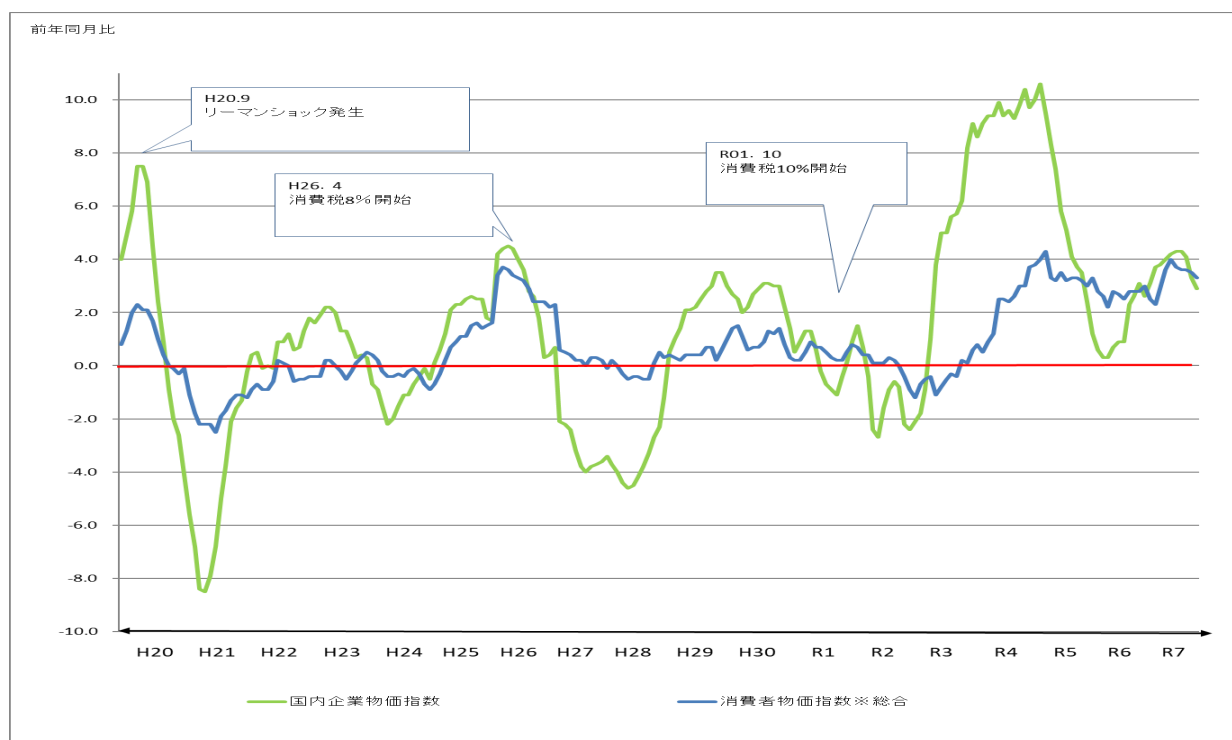
(4) 物価高騰による影響

国内企業物価指数は、企業間で売買される物品の価格変動を 2020 年を基準として示す指標です。令和 3 年から指数が上昇をはじめ、令和 4 年 12 月には 10.6 まで上昇しましたが、その後 1 年間で 0.3 まで減少しました。令和 6 年に入ると再び上昇傾向となり、令和 7 年 3 月には 4.3 まで上昇しました。直近の 6 月では 2.9 となっております。

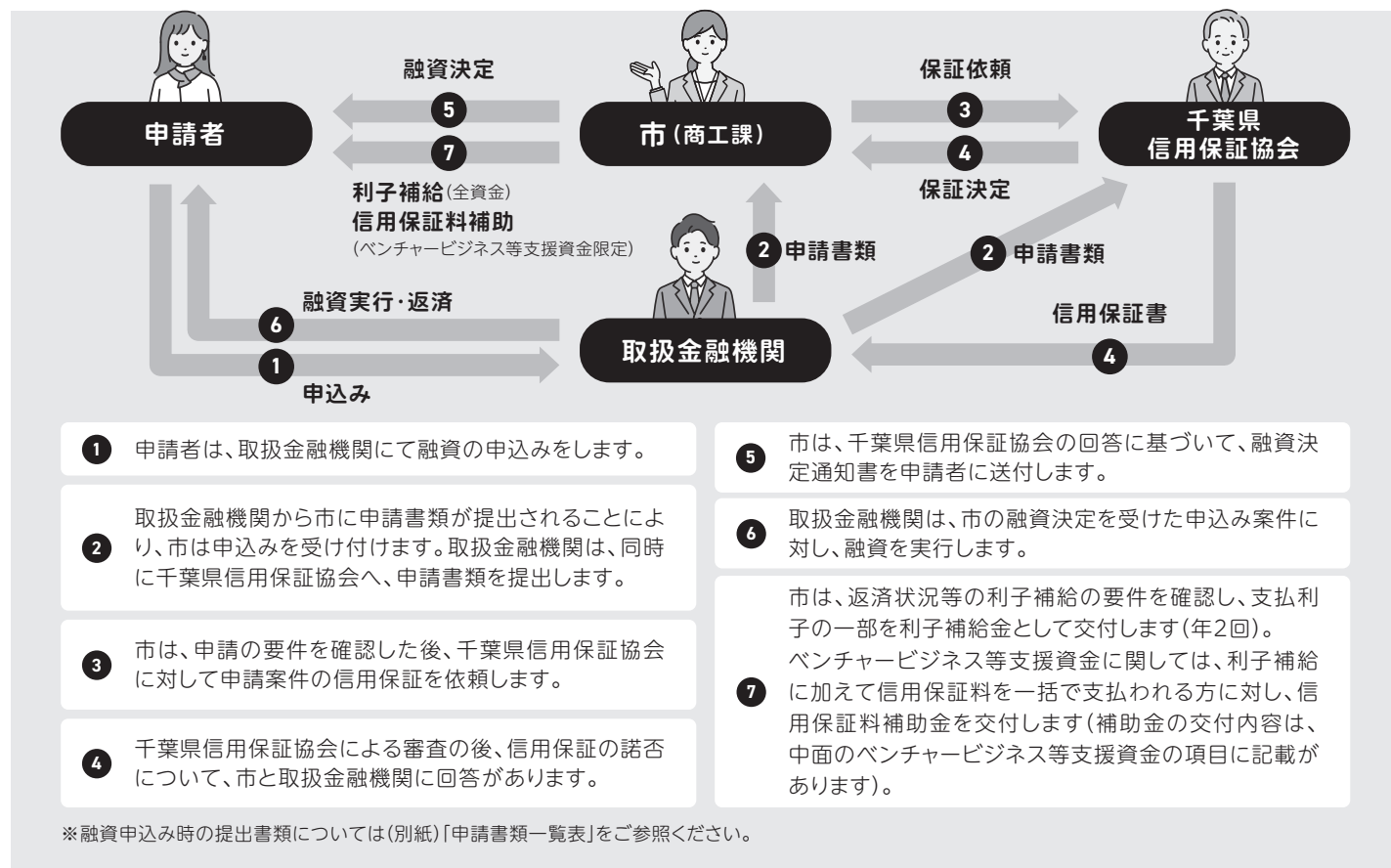
このことから、事業者は昨今の物価上昇を受けて、仕入れコストの増加等に直面していることが想定されます。

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
国内企業 物価指数	年 平均値	-1.2	4.6	9.7	4.3	2.3	3.9
消費者 物価指数	年 平均値	0.0	-0.3	2.5	3.3	2.7	3.6

※国内企業物価指数・消費者物価指数は、令和 7 年は、1 月から 6 月までの平均値



申込みから融資までの手続きの流れ



融資取扱店舗(部署)・口座開設店舗一覧

口座開設 店舗名	問合せ先	TEL
みずほ銀行		
船橋	法人営業オフィス	03-6631-9542
本八幡		
松戸		
行徳		
市川		
西葛西		
三菱 UFJ 銀行		
小岩	小岩支店	03-3658-2151
八幡		
浦安		
市川八幡		
市川		
三井住友銀行		
本八幡	法人プロモーション オフィス	0120-16-2310
西葛西・ 葛西・行徳		
市川		
江戸川		
りそな銀行		
船橋		047-423-4701
市川	船橋支店	047-423-4701
行徳	西葛西支店	03-3686-7511
千葉銀行		
松戸		047-364-2101
市川		047-322-0161
本八幡		047-322-0181

口座開設店舗名	問合せ先	TEL
千葉銀行		
本八幡南	本八幡支店	047-322-0181
浦安		047-351-2141
中山		047-334-1145
西船橋		047-434-3311
行徳		047-397-7111
高塚		047-391-5221
松飛台		047-386-7111
矢切		047-365-2181
新浦安		047-354-2011
南行徳		047-358-4001
千葉興業銀行		
松戸		047-362-0151
東松戸	松戸支店	047-362-0151
市川		047-326-8111
八幡		047-335-3161
中山	八幡支店	047-335-3161
原木中山	八幡支店	047-335-3161
浦安		047-354-3711
京葉銀行		
本八幡		047-378-2511
中山	本八幡支店	047-378-2511
北方	本八幡支店	047-378-2511
原木中山	本八幡支店	047-378-2511
浦安		047-351-2101

口座開設店舗名	問合せ先	TEL
京葉銀行		
行徳	浦安支店	047-351-2101
市川		047-324-2121
矢切	松戸支店	047-364-2171
東京ベイ信用金庫		
本店		047-326-1111
八幡		047-334-2511
行徳		047-357-2111
宮久保		047-371-3471
矢切		047-363-7171
大野		047-338-1111
朝日信用金庫		
行徳駅前		047-397-6211
東京東信用金庫		
市川		047-373-8411
市川南		047-323-1535
本八幡		047-378-3561
南行徳		047-356-7811
東栄信用金庫		
浦安		047-352-1111
小松川信用金庫		
市川南		047-378-2711
第一勧業信用組合		
篠崎	①市川法人営業所 ②篠崎支店	047-711-0162 03-3678-6991

*問い合わせ先が空欄の箇所…口座開設店舗が問い合わせ先

市川市

中小企業融資制度

融資のしおり

市内中小企業者の経営基盤の強化や安定化のため
信用保証制度を通じて必要な事業資金の
融資を受けるためのものです

令和7年度版



問い合わせ先

市川市 経済観光部 商工課（経営支援グループ）

〒272-0021 市川市八幡3丁目3番2-408号 TEL: 047-712-8779 FAX: 047-712-8781

資金種別	資金概要・融資対象者・利用要件 (注1～6)	資金 使途 (注9)	融資 限度額 (単位:万円)	融資期間	融資利率	利子補給率 (注10・11)	信用保証・信用保証料率・信用保証料補助																								
小口零細企業保証制度資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者が事業に必要とする資金 ＊ 小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)の事業者を指します。商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。 ＊ 当資金の申込みにあたり、千葉県信用保証協会が設けている小口零細企業保証制度の要件を満たすことが必要です。 ＊ 既存の信用保証協会の保証付き融資残高(市川市中小企業融資制度以外の利用も含む)がある場合は、2,000万円から当該残高を減じた額が融資限度額となります。	運転 設備	2,000	運転資金 7年以内 (据置期間：6か月以内) 設備資金 7年以内 (据置期間：1年以内)	<table><tr><th>融資期間</th><th>適用利率</th></tr><tr><td>①1年以内</td><td>1.5%</td></tr><tr><td>②1年超～3年以内</td><td>1.9%</td></tr><tr><td>③3年超～5年以内</td><td>2.1%</td></tr><tr><td>④5年超～7年以内</td><td>2.4%</td></tr></table> ＊ 小口零細企業保証制度資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。	融資期間	適用利率	①1年以内	1.5%	②1年超～3年以内	1.9%	③3年超～5年以内	2.1%	④5年超～7年以内	2.4%	①～④ 1.2%	●信用保証 小口零細企業保証(責任共有対象除外)(注12) ●信用保証料率 <個人> ◎貸借対照表を作成している場合：状況に応じて9段階(下表B) ◎貸借対照表を未作成の場合：一定料率(年1.35%) ◎特別小口保険適用の場合：一定料率(年1.00%) <法人> 状況に応じて9段階(下表B) <個人・法人とも> 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:下表C ＊ 有担保保証(担保提供が有る場合):0.10%信用保証料割引 (※特別小口保険適用は対象外) ●信用保証料補助：無														
融資期間	適用利率																														
①1年以内	1.5%																														
②1年超～3年以内	1.9%																														
③3年超～5年以内	2.1%																														
④5年超～7年以内	2.4%																														
小規模事業資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる小規模企業者が事業に必要とする資金 ＊ 小規模企業者とは、常時使用する従業員数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)の事業者を指します。商業とは卸売業・小売業(飲食店を含む)を指します。	運転 設備	2,000			⑤～⑧ 1.3%	●信用保証 普通保証(責任共有対象)(注12) ●信用保証料率 <個人・法人とも> ◎貸借対照表を作成している場合：状況に応じて9段階(下表A) ◎貸借対照表を未作成の場合：一定料率(年1.15%) ＊ 有担保保証(担保提供が有る場合):0.10%信用保証料割引 保証料率表 <table><tr><th>A：責任共有対象の資金</th><th>B：責任共有対象除外の資金</th></tr><tr><td>0.45%</td><td>0.50%</td></tr><tr><td>0.60%</td><td>0.70%</td></tr><tr><td>0.80%</td><td>0.90%</td></tr><tr><td>1.00%</td><td>1.10%</td></tr><tr><td>1.15%</td><td>1.35%</td></tr><tr><td>1.35%</td><td>1.60%</td></tr><tr><td>1.55%</td><td>1.80%</td></tr><tr><td>1.75%</td><td>2.00%</td></tr><tr><td>1.90%</td><td>2.20%</td></tr></table> C:事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合(注13) <table><tr><td>財務要件①②とも充足</td><td>基準保証料率 +0.25%</td></tr><tr><td>財務要件①または②を充足</td><td>基準保証料率 +0.45%</td></tr></table> 財務要件 ①「直近決算期において債務超過でないこと」 ②「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」 ●信用保証料補助：無	A：責任共有対象の資金	B：責任共有対象除外の資金	0.45%	0.50%	0.60%	0.70%	0.80%	0.90%	1.00%	1.10%	1.15%	1.35%	1.35%	1.60%	1.55%	1.80%	1.75%	2.00%	1.90%	2.20%	財務要件①②とも充足	基準保証料率 +0.25%	財務要件①または②を充足	基準保証料率 +0.45%
A：責任共有対象の資金	B：責任共有対象除外の資金																														
0.45%	0.50%																														
0.60%	0.70%																														
0.80%	0.90%																														
1.00%	1.10%																														
1.15%	1.35%																														
1.35%	1.60%																														
1.55%	1.80%																														
1.75%	2.00%																														
1.90%	2.20%																														
財務要件①②とも充足	基準保証料率 +0.25%																														
財務要件①または②を充足	基準保証料率 +0.45%																														
商店街空き店舗等利用資金	1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者(市内・市外は問わない)が、市内の商店街等において1か月以上空き店舗となっている店舗で小売業、飲食業、一定のサービス業を開始するために必要とする資金	運転 設備	2,000	運転資金 5年以内 (据置期間：6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間：1年以内)	<table><tr><th>融資期間</th><th>適用利率</th></tr><tr><td>⑤1年以内</td><td>1.8%</td></tr><tr><td>⑥1年超～3年以内</td><td>2.2%</td></tr><tr><td>⑦3年超～5年以内</td><td>2.4%</td></tr><tr><td>⑧5年超～7年以内</td><td>2.7%</td></tr><tr><td>⑨7年超～10年以内</td><td>3.0%</td></tr></table> ＊ 小規模事業資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。	融資期間	適用利率	⑤1年以内	1.8%	⑥1年超～3年以内	2.2%	⑦3年超～5年以内	2.4%	⑧5年超～7年以内	2.7%	⑨7年超～10年以内	3.0%	⑤～⑨ 1.3%													
融資期間	適用利率																														
⑤1年以内	1.8%																														
⑥1年超～3年以内	2.2%																														
⑦3年超～5年以内	2.4%																														
⑧5年超～7年以内	2.7%																														
⑨7年超～10年以内	3.0%																														
公害防除資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、市内の工場・事業所に公害防除施設の設置や改善、又は工場の市内移転のために必要とする設備資金 ＊ 市の環境担当課の承認が必要です。申込み前にご相談ください。	設備	2,500	設備資金 10年以内 (据置期間：1年以内)		⑤ 1.8%																									
カーボンニュートラル促進資金	市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者が、以下のいずれかに必要とする資金 ・省エネルギー設備、建築物の省エネ対策設備または再生可能エネルギー設備を導入する者 ・次世代自動車(HV、EV、PHEV、FCV等)及び充電設備を導入する者 ＊ 当資金に該当する設備であるか、申込み前にご相談ください。	設備	3,000			⑥～⑨ 2.0%																									
ベンチャービジネス等支援資金	「産業競争力強化法」に基づき、事業開始または事業継続のために必要とする資金 創業者 (いずれも新たに市内に事業所を設置して、事業を開始するもの) ・事業をしておらず、新たに1月以内に開業する個人(注7) ・事業をしておらず、新たに2月以内に会社を設立して開業する個人 ・中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立する中小企業者である会社 新規中小企業者 (いずれも市内に事業所を有するもの) ・業歴5年未満の個人(事業開始以前に事業を営んでいなかった者)(注7) ・業歴5年未満の会社(会社設立の日以前に事業を営んでいなかった者)(注8)	運転 設備	2,000 (市外居住者等：1,000)	運転資金 5年以内 (据置期間：6か月以内) 設備資金 7年以内 (据置期間：1年以内)	<table><tr><th>融資期間</th><th>適用利率</th></tr><tr><td>⑩1年以内</td><td>1.5%</td></tr><tr><td>⑪1年超～3年以内</td><td>1.9%</td></tr><tr><td>⑫3年超～5年以内</td><td>2.1%</td></tr><tr><td>⑬5年超～7年以内</td><td>2.4%</td></tr></table> ＊ ベンチャービジネス等支援資金は「7年超～10年以内」の設定がありません。	融資期間	適用利率	⑩1年以内	1.5%	⑪1年超～3年以内	1.9%	⑫3年超～5年以内	2.1%	⑬5年超～7年以内	2.4%	⑩ 1.5% ⑪～⑬ 1.9%	●信用保証 創業関連保証(責任共有対象除外)(注12) ●信用保証料率 一定料率:1件当たり年0.80% 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用の場合:上表C ●信用保証料補助：有 半額補助(補助上限額:128,000円) ※1事業者3回まで ※令和8年3月31日までに融資が実行されるもの ＊ ベンチャービジネス等支援の「市外居住者等」は、以下に該当する場合 創業者(申込み時点) ◎市内に居住していない、または居住期間が1年未満の個人 新規中小企業者(申込み時点) ◎市内に居住していない個人														
融資期間	適用利率																														
⑩1年以内	1.5%																														
⑪1年超～3年以内	1.9%																														
⑫3年超～5年以内	2.1%																														
⑬5年超～7年以内	2.4%																														

(注1) 返済方法は、元金均等返済または一括返済です。(一括返済は、据置期間内に限定) (注2) 申請者が個人の場合は、原則として保証人は不要です。(注3) 申請者が法人の場合は、代表者が連帯保証人となる場合があります。(注4) 申請者が外国籍の場合は、住民票等に記載の在留期間が融資期間を超えていることが必要です。(注5) NPO法人の場合、「小口零細企業保証制度資金」および「ベンチャービジネス等支援資金」は各信用保証が対応していないため利用が出来ません。(注6) 医業を主たる事業とする法人は、NPO法人の該当の有無にかかわらず、常時使用する従業員数が20人以下の場合、「小口零細企業保証制度資金」の対象になります。(注7) ベンチャービジネス等支援資金について、申請者が個人の場合は、申請時に年齢が25歳以上であることが必要です。(注8) ベンチャービジネス等支援資金は法人成りをした場合にも、個人として事業を開始後、通算で5年未満であれば対象になります。(注9) 運転資金は、主たる事業所が市内にある場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。(例外:車両については使用する本拠が市内であれば駐車場は市外でも可) (注10) 利子補給は融資実行日から5年間を限度とし、上期(9月)・下期(3月)の年2回、取扱金融機関を通じて申請者の口座に振り込みます。(注11) 市民税および法人市民税の完納要件は、全ての資金に該当し、利子補給金受領時にも一律に適用されます。(注12) 責任共有制度は、金融機関20%・信用保証協会80%の割合で責任を共有するものです。(責任共有対象除外は、信用保証協会100%責任) (注13) 法人から代表者への貸付等がないこと、財務書類を金融機関に定期的に提出していることも必要です。

申請書類一覧表

【◎:必須書類 ○:新規など一定の条件により必要】

※網掛けは信用保証協会所定の書式

提出時期	申請書類関係	小口 小規模 等 (※1)	ベンチャー ※2	留意事項
融資申込時	①信用保証委託申込書／保証人等明細	◎	◎	・保証人を付す場合は、保証人等明細も記入
	②信用保証依頼書	◎	◎	・金融機関が作成
	③申込人（企業）概要	◎	◎	
	④個人情報の取扱いに関する同意書（協会用）	○	○	・保証協会の申込みが新規の場合に必要
	⑤「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	○	○	・経営者保証を付す場合に必要
	⑥「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書／「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書	○	○	・経営者保証を付さない場合に必要
	⑦市川市中小企業資金融資申請書	◎	◎	
	⑧市民税納付状況等の調査に係る同意書／委任状	◎	◎	・納税状況を市が調査することの同意、及び利子補給事務を金融機関へ委任するためのもの
	⑨履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写）	○	○	・市川市中小企業融資制度を新規に利用する場合のみ（最近3か月以内のもの）原則として2回目以降は変更があった場合のみ必要 ただし、完済後一定期間経過してから再度利用する場合等は改めて要提出
	⑩定款（写）	○	○	・ベンチャービジネス等支援資金を利用する法人の場合 ・法人設立後第1期決算申告前の場合
	⑪印鑑証明書（写）	○	○	・個人、法人 法人の場合は、法人+代表者個人（保証協会を新規に利用する場合のみ（最近3か月以内のもの）原則として2回目以降は変更があった場合のみ必要）
	⑫住民票、在留カード（写）	○	○	・住民票：ベンチャービジネス等支援資金を利用する個人の場合 ・住民票または在留カード（写）：外国籍の場合は在留資格及び期限、就労制限の有無が確認できることが必要
	⑬許認可証等（写）	○	○	・許認可等が必要な業種を営むものは必須
	⑭宣誓書（建設業）	○	○	・建設業：軽微な建設工事のみを請け負う業者の場合
	⑮宣誓書（性風俗関連特殊営業）	○	○	・性風俗関連特殊営業の類似の営業を行っている場合
	⑯受注明細書	○	○	・建設工事業業者の場合
	⑰不動産登記全部事項証明書／担保物件公図	○	○	・申込みに際して担保を付す場合
	⑱市（県）民税 納税証明書（代表者個人） ※必ず、原本提出	◎	◎	・令和7年4月～7月までの申請：令和6年度納税証明書 ・令和7年8月～令和8年2月までの申請：令和6・7年度納税証明書 ・令和8年3月の申請：令和7年度納税証明書 （納税証明書が非課税対象者で取得できない場合は、非課税証明書が必要） ※市内で事業を営む市外居住の個人事業主の場合、地方税法第294条第1項第2号の定めに基づく市民税を市川市に納めていることが必要
	⑲納税証明書（法人市民税） ※必ず、原本提出 ※市川市の発行のもの	◎	○	・直近決算期の分 ベンチャービジネス等支援資金は新規中小企業者（法人）で業歴がある場合（開業後間もなく法人市民税の課税がない場合は、法人市民税納税証明書に代わり法人設立届出書の写しが必要）
	⑳確定申告書（写）（決算書）	◎	○	・直近2期分（別表及び勘定科目内訳明細があるもの）が必要（ただし、業歴が1期のみの場合は、1期分）
	㉑試算表／月別売上表	○	○	・直近決算期から6か月以上経過している場合
	㉒設備資金検討表	○	○	・必要に応じて
	㉓見積書（写）／契約書（写）	○	○	・設備資金の場合は必須
	㉔車両購入の融資申請に係る同意書兼誓約書	○	○	・車両購入に該当する場合
	㉕建築確認に係る確認済証（写）	○	○	・建築確認が必要な建物等の場合
	㉖賃貸借契約書（写）	○	○	・店舗等物件の賃貸借契約を新たに結ぶ場合、必要に応じて店舗所在地の地図等も添付が必要
	㉗改装承諾書	○	○	・賃貸借契約書に特記がある場合を除き、賃借物件の改装工事等を行う際は賃借人の承諾書が必要
	㉘計画書	○	－	・カーボンニュートラル促進資金の場合は必須
	㉙承認書	○	－	・公害防除資金の場合は必須、市環境担当課が承認書を作成
	㉚創業・再挑戦計画書	－	○	・ベンチャービジネス等支援資金の場合、必要に応じて
	㉛開業届（写）、法人設立届出書（写）	－	○	・ベンチャービジネス等支援資金を利用する新規中小企業者で、個人または法人成りに該当する場合（法人設立届出書は市川市に提出したもの）
融資実行後	㉜設備等設置完了届／ベンチャービジネス等支援資金融資設備設置完了報告書	○	○	・設備設置完了後に提出（通帳の写し（融資を受け支払をしたページ）、振込依頼書写しもしくは領収書の写し等を添付）
	㉝車検証（写）	○	○	・車両購入の場合
	㉞ベンチャービジネス等支援資金融資創業届	－	○	・創業者のみ ベンチャービジネス等支援資金の融資を受け、事業を開始した後に提出
	㉟登録事項変更届出書	○	○	・融資実行後に法人代表者や所在地、返済条件を変更した場合に提出

※1「小口零細企業保証制度資金・小規模事業資金 等」の略 ※2「ベンチャービジネス等支援資金」の略

※必要に応じ、上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

令和7年度預託金配分額及び融資限度額一覧表

金額の単位：千円

金融機関名	令和6年度	令和7年度			
	預託金額	預託金額	前年度比	協調倍率	融資限度額
みずほ銀行	30,000	30,000	0	7倍	210,000
三菱UFJ銀行	12,000	8,000	△ 4,000	7倍	56,000
三井住友銀行	6,000	6,000	0	7倍	42,000
りそな銀行	12,000	10,000	△ 2,000	7倍	70,000
千葉銀行	130,000	105,000	△ 25,000	7倍	735,000
千葉興業銀行	44,000	44,000	0	7倍	308,000
京葉銀行	174,000	212,000	38,000	7倍	1,484,000
東京ベイ 信用金庫	234,000	214,000	△ 20,000	7倍	1,498,000
朝日 信用金庫	57,000	89,000	32,000	7倍	623,000
東京東 信用金庫	169,000	146,000	△ 23,000	7倍	1,022,000
東栄 信用金庫	12,000	16,000	4,000	7倍	112,000
小松川 信用金庫	13,000	13,000	0	7倍	91,000
第一勧業信用 組合	7,000	7,000	0	7倍	49,000
計	900,000	900,000	-	-	6,300,000

〔預託金の各金融機関別配分方法〕

預託金額総額900,000千円から各銀行一律6,000千円を配分した後、その残額を令和7年1月末時点の各金融機関の融資残高に応じて按分し、預託金配分額を算出。

中小企業融資及び利子補給に 関する条例・規則集

(令和7年度第1回中小企業融資制度審議会配付用)

市 川 市

目 次

1 中小企業資金

- (1)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例・・・・・・・・・・ 1
- (2)市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則・・・・・・・・ 6

2 ベンチャービジネス等支援資金

- (1)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例・・・・ 9
- (2)市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則・・ 12

○市川市中小企業資金融資及び利子補給条例

平成16年3月19日条例第9号

改正

平成19年9月25日条例第32号
平成20年3月28日条例第2号
平成20年3月31日条例第18号
平成20年3月31日条例第19号
平成23年3月28日条例第2号
平成23年3月28日条例第4号
平成23年3月28日条例第21号
平成23年6月20日条例第30号
平成25年9月18日条例第38号
平成30年3月22日条例第14号
令和5年3月23日条例第1号
令和7年3月21日条例第13号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例

市川市中小企業資金融資条例(昭和42年条例第19号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金の融資を円滑にするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、市内の中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。
- (3) 小規模事業資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、小口零細企業保証制度資金以外のものをいう。
- (4) 小口零細企業保証制度資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、国が定める小口零細企業保証制度に基づき千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が債務の全額を保証するものをいう。
- (5) 商店街空き店舗等 商店街並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内にある店舗その他の事業活動のための施設であって事業の用に供されていないもののうち規則で定める要件を備えるものをいう。
- (6) 商店街空き店舗等利用資金 商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するために要する資金をいう。
- (7) 公害防除資金 市内の工場又は事業所から発生する公害を防除するために行う公害防除施設の設置若しくは改善又は工場移転(市内への移転に限る。)に要する資金をいう。
- (8) カーボンニュートラル促進資金 中小企業者が事業に必要な省エネルギーの推進に資する設備等の設置、次世代自動車(電気自動車その他の自動車であって、その使用に伴い温室効果ガスを排出しないもの又はその排出量が少ないものをいう。以下この号において同じ。)の導入又は次世代自動車に充電するための設備等の設置に要する資金をいう。

(融資対象者等)

第3条 前条第3号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる資金(以下「融資資金」という。)の融資対象者、融資限度額、使途、融資期間及び融資利率は、別表に定めるとおりとする。

(融資の要件)

第4条 融資資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
 - (2) 融資対象となる施設及び設備は、市内に設置するものであること。
 - (3) 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること。
 - (4) 市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していること。
 - (5) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。
 - (6) 保証協会の保証を受けることができること。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、商店街空き店舗等利用資金の融資を受けようとする者にあっては、同号に掲げる要件のうち事業を営んでいる場所が市内であることを要しない。
- 3 第1項第5号の規定にかかわらず、法第3条の3第1項に規定する特別小口保険の適用を受ける小規模企業者及び保証協会の審査において連帯保証人を付し、又は担保を提供する必要がないと判断された者にあっては、同号に掲げる要件を備えることを要しない。

(融資金融機関)

第5条 融資資金の融資を行う金融機関(以下「融資金融機関」という。)は、規則で定める。

(原資の預託)

第6条 市は、融資資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関に融資資金の原資を預託するものとする。

(融資の方法)

第7条 融資資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、融資資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約(以下「融資契約」という。)を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適当と認める融資について、融資資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

(信用保証料)

第8条 融資資金の融資を受けた者(以下「借入者」という。)は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。

2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。

(弁済)

第9条 融資を受けた融資資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。

2 融資を受けた融資資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。

3 融資を受けた融資資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあつては6月を、設備資金にあつては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。

(保証協会への損失補償)

第10条 市は、融資を受けた融資資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。

(保証協会及び融資金融機関の責任の共有等)

第11条 保証協会及び融資金融機関は、融資資金(小口零細企業保証制度資金を除く。)の融資について国が定める基準に従い責任を共有するものとする。

2 保証協会及び融資金融機関は、中小企業者に対し、相互に連携して融資資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。

3 市は、前項の規定による経営支援について中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。

(利子補給)

第12条 市は、借入者が融資資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。

2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。

(返還等)

第13条 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けた融資資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。

(1) 融資を受けた目的以外の用途に融資資金を使用したとき。

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。

2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。

3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けた融資資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けた融資資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 融資を受けた目的以外の用途に融資資金を使用したとき。

(2) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により融資資金の融資を受けたとき。

(4) 融資契約のとおり融資資金を弁済しないとき。

(5) 市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有しなくなったとき。

(6) 市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を滞納したとき。

(7) 融資資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。

(市川市中小企業融資制度審議会)

第14条 本市の中小企業者に係る融資制度について、市長の諮問に応じ調査審議するため、市川市中小企業融資制度審議会(以下「審議会」という。)置く。

(組織等)

第15条 審議会は、次に掲げる非常勤の委員6人をもって組織し、当該委員は、市長が委嘱する。

(1) 議会の議長 1人

(2) 議会の建設経済委員会の委員長 1人

(3) 市川商工会議所の代表者 1人

(4) 学識経験のある者 3人

2 委員の任期は、前項第1号及び第2号の委員にあつてはその職にある期間とし、同項第3号及び第4号の委員にあつては2年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)とする。

3 第1項第3号及び第4号の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第18条 審議会の事務は、経済観光部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第19条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(市川市中小企業育成資金利子補給条例の廃止)

2 市川市中小企業育成資金利子補給条例(昭和40年条例第30号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け並びに前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例の規定により申請のあった利子補給については、なお従前の例による。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成19年9月25日条例第32号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び別表の規定は、平成23年4月1日以後に融資の申請のあった資金について適用し、同日前に融資の申請のあった資金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年6月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月18日条例第38号)

この条例は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第57号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表小口零細企業保証制度資金の項及び同表備考2の規定は、平成30年4月1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定する小口零細企業保証制度資金については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月23日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日前に融資の申請のあった改正前の第2条第8号に規定する環境管理対策資金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

種類	融資対象者	融資限度額	用途	融資期間	融資利率
小規模事業資金	小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
小口零細企業保証制度資金	小規模企業者	2,000万円	運転資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	7年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
商店街空き店舗等利用資金	中小企業者であって、市内に所在する商店街空き店舗等において小売業、飲食業又は規則で定めるサービス業を開始するもの	2,000万円	運転資金	5年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
			設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
公害防除資金	中小企業者	2,500万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率
カーボンニュートラル促進資金	中小企業者	3,000万円	設備資金	10年以内	市と融資金融機関との間で定める利率

備考

- 1 小規模事業資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。
- 2 小口零細企業保証制度資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。ただし、小口零細企業保証制度資金の融資を受けようとする場合において、信用保証協会の保証を受けた融資の元本の残高があるときは、2,000万円から当該残高を減じて得た額とする。
- 3 商店街空き店舗等利用資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて2,000万円とする。

○市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則

平成16年3月31日規則第29号

改正

平成17年3月31日規則第18号
平成18年12月14日規則第81号
平成19年10月1日規則第42号
平成20年3月26日規則第7号
平成21年4月1日規則第29号
平成26年2月14日規則第2号
平成27年3月23日規則第11号
平成28年3月31日規則第24号
平成28年3月31日規則第46号
平成30年3月22日規則第5号
令和4年12月28日規則第58号
令和7年3月21日規則第18号

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則

市川市中小企業資金融資条例施行規則(昭和43年規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成16年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(商店街空き店舗等の要件)

第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める要件は、1月以上事業の用に供されていないこととする。

(規則で定めるサービス業)

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定めるサービス業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クリーニング業
- (2) 日用品のレンタル業
- (3) 医業
- (4) 写真業
- (5) 理容業及び美容業
- (6) 日用品の修理業
- (7) 学習塾
- (8) その他前各号に類するものとして市長が認めるもの

(融資金融機関)

第4条 条例第5条の規定により規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社千葉銀行
- (2) 株式会社千葉興業銀行
- (3) 株式会社京葉銀行
- (4) 株式会社三菱UFJ銀行
- (5) 株式会社みずほ銀行
- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ペイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫
- (13) 第一勧業信用組合

2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を受けようとする者が口座を開設する店舗は、市長が別に定めるものとする。

(融資の申請)

第5条 融資資金の融資を受けようとする者は、市川市中小企業資金融資申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
- (2) 確定申告書の写し

(3) 融資を受けようとする者が市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を完納していることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(融資の決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、融資資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金融資決定通知書

(様式第2号)により融資を受けようとする者に通知するものとする。

(設備等設置完了届)

第7条 小規模事業資金、小口零細企業保証制度資金、商店街空き店舗等利用資金、公害防除資金又はカーボンニュートラル促進資金(次条において「小規模事業資金等」という。)の融資を受けた者は、当該融資に係る設備等の設置を完了したときは、当該設備等の設置を完了した日から7日以内に設備等設置完了届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(設備等の設置の確認)

第8条 市長は、前条の規定による届出があったときは、小規模事業資金等の融資に係る設備等の設置の状況を確認するものとする。

(融資状況の報告)

第9条 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。

(利子補給率)

第10条 条例第12条第1項に規定する規則で定める率(以下「利子補給率」という。)は、次の表の左欄に掲げる融資資金の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める率とする。ただし、自然災害による被害の復旧のために小規模事業資金又は小口零細企業保証制度資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。

融資資金の種類	利子補給率(年利)
小規模事業資金	1.3パーセント
小口零細企業保証制度資金	1.2パーセント
商店街空き店舗等利用資金	1.3パーセント
公害防除資金	2.0パーセント
カーボンニュートラル促進資金	2.0パーセント

2 利子補給率が融資資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、融資資金に係る融資の利率を利子補給率とする。

(利子補給金の交付の時期)

第11条 融資資金の融資に係る利子補給金(以下「利子補給金」という。)は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあつては9月に、7月から12月までのものにあつては翌年の3月に交付するものとする。

(利子補給金の交付の申請)

第12条 利子補給金を受けようとする者は、市川市中小企業資金利子補給金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市中小企業資金利子補給金一括交付申請書(様式第5号)に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。

3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができるときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。

4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては1月31日までに提出しなければならない。

(利子補給金の交付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市中小企業資金利子補給金交付決定通知書(様式第6号)により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。

(利子補給金の交付の請求)

第14条 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業資金利子補給金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の廃止)

2 市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則(昭和40年規則第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業資金融資条例施行規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び前項の規定による廃止前の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則の規定により申請のあった利子補給については、なお従前の例による。

(小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給率の特例)

4 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行う小規模企業者が第5条の規定により小口零細企業保証制度資金の融資の申請を行った場合における当該融資に係る利子補給率については、第10条第1項の規定にかかわらず、条例第7条第1項に規定する融資契約において定められた融資の期間のうち、最初の2年を経過する日までの間にあつては年2.1パーセント、その後3年を経過する日までの間にあつては年1.3パーセントとする。

5 前項に規定する利子補給率の適用を受ける小口零細企業保証制度資金の額は、一の小規模企業者当たり1,000万円を限度とする。

6 附則第4項の規定の適用がある場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第4項」とする。

- (令和4年における利子補給率の特例)
- 7 令和4年1月から同年12月までの間に融資金機関に利子を支払った融資資金に係る利子補給率については、第10条の規定にかかわらず、当該融資資金に係る融資の利率と同率とする。
- 附 則(平成17年3月31日規則第18号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。
- 附 則(平成18年12月14日規則第81号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成19年10月1日規則第42号)
- この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 附 則(平成20年3月26日規則第7号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第10条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に融資の申請がされる融資資金に係る利子補給について適用し、同日前に融資の申請がされた融資資金に係る利子補給については、なお従前の例による。
- 附 則(平成21年4月1日規則第29号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行し、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成20年10月31日から適用する。
- (利子補給金の内払)
- 2 平成20年10月31日から平成21年3月31日までの間において、改正前の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金は、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される小口零細企業保証制度資金の融資に係る利子補給金の内払とみなす。
- 附 則(平成26年2月14日規則第2号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成27年3月23日規則第11号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年3月31日規則第24号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。
- 附 則(平成28年3月31日規則第46号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年3月22日規則第5号)
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則(令和4年12月28日規則第58号)
- (施行期日等)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定並びに様式第1号及び様式第3号から様式第7号までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第7項の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- (利子補給金の内払)
- 3 令和4年1月1日からこの規則の施行の日までの間に令和4年分の利子補給として改正前の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された利子補給金は、改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される利子補給金の内払とみなす。
- 附 則(令和7年3月21日規則第18号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 令和7年4月1日前に融資の申請のあった環境管理対策資金については、なお従前の例による。

○市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例

平成12年3月22日条例第21号

改正

平成16年3月19日条例第11号
平成19年9月25日条例第34号
平成28年9月20日条例第36号
平成30年3月22日条例第15号
平成30年9月27日条例第44号
令和3年9月29日条例第33号
令和6年9月30日条例第33号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例

（目的）

第1条 この条例は、新たな事業活動を促進するため、創業者又は新規中小企業者に対し、事業を開始し、又は実施するため必要とする資金について創業関連保証の範囲内において金融機関からの融資が円滑に行われるようにするとともに、当該融資の利子の一部を補給することにより、創業者及び新規中小企業者の事業の発展を図り、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）創業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。次号及び第4号において「法」という。）第2条第31項第1号、第3号及び第5号に掲げる創業者のうち、新たに市内に事業所を設置して事業を開始するものをいう。
- （2）新規中小企業者 法第2条第23項に規定する中小企業者であって同条第31項第2号、第4号及び第6号に掲げる創業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- （3）ベンチャービジネス等支援資金 創業者が事業を開始するため必要とする資金及び新規中小企業者が事業を実施するため必要とする資金をいう。
- （4）創業関連保証 法第129条第1項に規定する創業関連保証をいう。

（融資の対象者及び要件）

第3条 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる者は、創業者及び新規中小企業者とする。

2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者又は新規中小企業者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の審査において連帯保証人を付す必要がないと判断された者にあつては、第4号に掲げる要件を備えることを要しない。

- （1）適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。
- （2）個人の場合にあつては、25歳以上であること。
- （3）市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していること。
- （4）連帯保証人を付すことができること。
- （5）保証協会の創業関連保証を受けることができること。

（融資金融機関）

第4条 ベンチャービジネス等支援資金の融資を行う金融機関（以下「融資金融機関」という。）は、規則で定める。

（原資の預託）

第5条 市は、ベンチャービジネス等支援資金の融資を円滑に行わせるため、融資金融機関にベンチャービジネス等支援資金の原資を預託するものとする。

（融資の方法）

第6条 ベンチャービジネス等支援資金の融資は、市長が適当と認めるものについて、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者と融資金融機関との間で金銭消費貸借契約（以下「融資契約」という。）を締結することにより行う。

2 市長は、前項の適当と認める融資について、ベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける者に条件を付することができる。

（融資金額）

第7条 創業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる創業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第4号に該当する創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている者が第3号に該当することとなったときは、2,000万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。

- （1）市内に住所を有している期間が1年以上である個人 2,000万円
- （2）市内に住所を有している期間が1年未満である個人又は市内に住所を有していない個人 1,000万円
- （3）市内に事業所を有している期間が1年以上である会社 2,000万円
- （4）市内に事業所を有している期間が1年未満である会社又は市内に事業所を有していない会社 1,000万円

2 新規中小企業者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、次の各号に掲げる新規中小企業者の区分に応じ、運転資金及び設備資金を合わせて当該各号に定める額を限度とする。ただし、第2号に該当する新規中小企業者として現にベンチャービジネス等

- 支援資金の融資を受けている者が第1号に該当することとなったときは、2,000万円から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額を限度とする。
- (1) 会社及び市内に住所を有している個人 2,000万円
- (2) 市内に住所を有していない個人 1,000万円
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者がベンチャービジネス等支援資金の融資を受けることができる額は、当該各号に定める額を限度とする。
- (1) 創業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている新規中小企業者 前項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額
- (2) 新規中小企業者として現にベンチャービジネス等支援資金の融資を受けている創業者 第1項の規定により限度となる額から現に受けているベンチャービジネス等支援資金の融資の元本の残高を減じて得た額
- (融資期間)
- 第8条 ベンチャービジネス等支援資金の融資の期間は、運転資金にあつては5年を、設備資金にあつては7年を限度とする。
- (融資利率)
- 第9条 ベンチャービジネス等支援資金の融資の利率は、市と融資金融機関との間で定める利率とする。
- (信用保証料)
- 第10条 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けた者(以下「借入者」という。)は、保証協会に信用保証料を支払わなければならない。
- 2 前項の信用保証料の料率は、保証協会の定めるところによる。
- (弁済)
- 第11条 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金の弁済の方法は、原則として元金均等弁済とする。
- 2 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金は、融資契約で定めた融資の期間の満了の時までに弁済しなければならない。
- 3 融資を受けたベンチャービジネス等支援資金について、市長が適当と認めるときは、融資のあった日の属する月の翌月から、運転資金にあつては6月を、設備資金にあつては1年を限度に、元本の弁済を猶予することができる。
- (保証協会への損失補償)
- 第12条 市は、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を保証協会が借入者に代わって弁済したときは、保証協会との契約に基づき、当該弁済した額の10分の2に相当する額の範囲内の額を保証協会に補償するものとする。
- (保証協会及び融資金融機関の経営支援等)
- 第13条 保証協会及び融資金融機関は、創業者及び新規中小企業者に対し、相互に連携してベンチャービジネス等支援資金の融資の実行及びその後における経営相談等の適切な経営支援を行うものとする。
- 2 市は、前項の規定による経営支援について創業者及び新規中小企業者に十分な周知を行う等、当該経営支援に協力するものとする。
- (利子補給)
- 第14条 市は、借入者がベンチャービジネス等支援資金の融資について融資金融機関に利子を支払ったときは、当該利子を支払ったときの当該融資の元本の残高に応じ、年5.0パーセント以内で規則で定める率の利子補給を行うものとする。
- 2 前項の利子補給を行う期間は、融資契約で定めた融資の期間とする。ただし、当該期間が5年を超えるときは、5年とする。
- (返還等)
- 第15条 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金を融資金融機関に一括して弁済させることができる。
- (1) 融資を受けた目的以外の使途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。
- 2 市長は、借入者が利子補給を受けた後に繰上弁済又は一括弁済をしたことにより融資金融機関から既に支払った利子の返還を受けたときは、当該返還を受けた利子に係る利子補給金を返還させることができる。
- 3 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資を受けたベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を停止し、若しくは当該利子補給の決定を取り消し、又は融資を受けたベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 融資を受けた目的以外の使途にベンチャービジネス等支援資金を使用したとき。
- (2) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段によりベンチャービジネス等支援資金の融資を受けたとき。
- (4) 融資契約のとおりベンチャービジネス等支援資金を弁済しないとき。
- (5) ベンチャービジネス等支援資金により開始し、又は実施した事業に係る事業所を市内に有しなくなったとき。
- (6) 市町村民税の課税対象者の場合にあっては、当該市町村民税を滞納したとき。
- (7) ベンチャービジネス等支援資金に係る利子補給を決定したときに付した条件に違反したとき。
- (委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年3月19日条例第11号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成16年4月1日以後に同条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給について適用し、同日前に改正前の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例及びこれに基づく規則の規定により申請のあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月25日条例第34号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成28年9月20日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、平成30年4月1日以後に融資の申請のあった改正後の第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の第2条第4号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月27日条例第44号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

附 則(令和3年9月29日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、この条例の施行の日以後に融資の申請をする同条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年9月30日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

○市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則

平成12年3月31日規則第49号

改正

平成12年7月28日規則第94号
平成13年3月28日規則第15号
平成13年6月27日規則第46号
平成13年12月27日規則第70号
平成14年1月11日規則第3号
平成14年3月27日規則第12号
平成14年6月13日規則第34号
平成14年6月28日規則第38号
平成14年8月14日規則第41号
平成15年2月26日規則第2号
平成15年3月12日規則第6号
平成15年3月31日規則第34号
平成15年4月22日規則第54号
平成15年6月18日規則第56号
平成16年3月31日規則第32号
平成17年3月31日規則第18号
平成17年4月26日規則第35号
平成18年12月14日規則第81号
平成19年10月1日規則第44号
平成26年2月14日規則第2号
平成27年3月23日規則第11号
平成28年3月31日規則第24号
平成28年3月31日規則第46号
平成30年3月22日規則第5号
平成30年9月13日規則第54号
令和2年7月17日規則第61号
令和3年9月29日規則第47号
令和4年12月28日規則第59号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成12年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（融資金融機関）

第2条 条例第4条に規定する規則で定める融資金融機関は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式会社千葉銀行
- (2) 株式会社千葉興業銀行
- (3) 株式会社京葉銀行
- (4) 株式会社三菱UFJ銀行
- (5) 株式会社みずほ銀行
- (6) 株式会社りそな銀行
- (7) 株式会社三井住友銀行
- (8) 東京ベイ信用金庫
- (9) 東京東信用金庫
- (10) 朝日信用金庫
- (11) 小松川信用金庫
- (12) 東栄信用金庫
- (13) 第一勧業信用組合

2 前項各号に定める融資金融機関において融資資金の融資を受けようとする者が口座を開設する店舗は、市長が別に定めるものとする。

（融資の申請）

第3条 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする創業者は、市川市中小企業資金融資申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証委託申込書
 - (2) 開始しようとする事業に係る計画を記した書類
 - (3) 資金計画に関する書類
 - (4) 個人の場合にあつては、住民票の写し
 - (5) 会社の場合にあつては、登記事項証明書
 - (6) 融資を受けようとする者が市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
 - (7) その他市長が必要があると認める書類
- 2 ベンチャービジネス等支援資金の融資を受けようとする新規中小企業者は、市川市中小企業資金融資申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 信用保証委託申込書
 - (2) 個人の場合にあつては、住民票の写し
 - (3) 会社の場合にあつては、登記事項証明書
 - (4) 融資を受けようとする者が市町村民税の課税対象者の場合にあつては、当該市町村民税を完納していることを証する書類
 - (5) 決算期が到来している者にあつては、確定申告書の写し
 - (6) 決算期が到来していない者にあつては、試算表
 - (7) その他市長が必要があると認める書類
- (融資の決定の通知)
- 第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資の適否を決定し、速やかに、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金融資決定通知書(様式第2号)により融資を受けようとする者に通知するものとする。
- (創業届等)
- 第5条 創業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業を開始したときは、当該事業を開始した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資創業届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 創業者又は新規中小企業者は、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置を完了したときは、当該設備の設置を完了した日から7日以内に市川市ベンチャービジネス等支援資金融資設備設置完了報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- (創業等の調査)
- 第6条 市長は、前条第1項の規定による届出があつたときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る事業が開始されているかどうかについて調査するものとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による報告があつたときは、ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る設備の設置の状況を調査するものとする。
- (融資状況の報告)
- 第6条の2 融資金融機関は、融資資金の融資の状況について毎月1回市長に報告するものとする。
- (利子補給率)
- 第7条 条例第14条第1項に規定する規則で定める率(以下「利子補給率」という。)は、年利1.9パーセントとする。ただし、自然災害による被害の復旧のためにベンチャービジネス等支援資金の融資を受ける場合その他市長が特別の事情があると認める場合は、これを変更することができる。
- 2 利子補給率がベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を超えるときは、前項の規定にかかわらず、ベンチャービジネス等支援資金に係る融資の利率を利子補給率とする。
- (利子補給金の交付の時期)
- 第8条 ベンチャービジネス等支援資金の融資に係る利子補給金(以下「利子補給金」という。)は、融資金融機関に利子を支払った期間が1月から6月までのものにあつては9月に、7月から12月までのものにあつては翌年の3月に交付するものとする。
- (利子補給金の交付の申請)
- 第9条 利子補給金を受けようとする者は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 利子補給金を受けようとする者からの委任を受けて利子補給金を受けようとする融資金融機関は、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金一括交付申請書(様式第6号)に利子補給金を受けようとする者からの委任状を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該委任につき既に委任状が提出されているときは、委任状を添付することを要しない。
- 3 前2項の場合において、利子補給金を受けようとする者が市町村民税の課税対象者であるときは、当該市町村民税を完納していることを証する書類を提出しなければならない。この場合において、市長は、その者が本市の市民税を完納していることを公簿等により確認することができる。ときは、その者の同意を得てその事実を証する書類の提出を省略させることができる。
- 4 第1項及び第2項の申請書は、9月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては7月31日までに、3月に交付を受ける利子補給金に係るものにあつては1月31日までに提出しなければならない。
- (利子補給金の交付の決定)
- 第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、利子補給金の交付の可否を決定し、速やかに、市川市ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付決定通知書(様式第7号)により利子補給金を受けようとする者に通知するものとする。
- (利子補給金の交付の請求)
- 第11条 前条の規定による利子補給金の決定の交付の通知を受けた者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、市川市中小企業ベンチャービジネス等支援資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- (令和4年における利子補給率の特例)

- 2 令和4年1月から同年12月までの間に融資金融機関に利子を支払った融資資金に係る利子補給率については、第7条の規定にかかわらず、当該融資資金に係る融資の利率と同率とする。
- 附 則(平成12年7月28日規則第94号)
- この規則は、平成12年8月14日から施行する。
- 附 則(平成13年3月28日規則第15号)
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則(平成13年6月27日規則第46号)
- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資条例施行規則第10条第17号の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第3条第17号の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第2条第17号の規定は、平成13年6月11日から適用する。
- 附 則(平成13年12月27日規則第70号)
- この規則は、平成14年1月4日から施行する。
- 附 則(平成14年1月11日規則第3号)
- この規則は、平成14年1月15日から施行する。
- 附 則(平成14年3月27日規則第12号)
- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則(平成14年6月13日規則第34号)
- この規則は、平成14年6月17日から施行する。
- 附 則(平成14年6月28日規則第38号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成14年8月14日規則第41号)
- この規則は、平成14年8月19日から施行する。
- 附 則(平成15年2月26日規則第2号)
- この規則は、平成15年3月3日から施行する。
- 附 則(平成15年3月12日規則第6号)
- この規則は、平成15年3月17日から施行する。
- 附 則(平成15年3月31日規則第34号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業育成資金利子補給条例施行規則第2条の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業開業育成資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定及び第3条の規定による改正後の市川市中小企業創業支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条第1項の規定は、平成15年4月1日以後に貸付申請のあった資金について適用し、同日前に貸付申請のあった資金については、なお従前の例による。
- 附 則(平成15年4月22日規則第54号)
- この規則は、平成15年5月1日から施行する。
- 附 則(平成15年6月18日規則第56号)
- この規則は、平成15年7月22日から施行する。
- 附 則(平成16年3月31日規則第32号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請のあった資金の貸付けについて適用し、同日前に申請のあった資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 附 則(平成17年3月31日規則第18号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。
- 附 則(平成17年4月26日規則第35号抄)
- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成18年12月14日規則第81号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成19年10月1日規則第44号)
- この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- 附 則(平成26年2月14日規則第2号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成27年3月23日規則第11号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年3月31日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市中小企業資金融資及び利子補給条例施行規則第10条第1項の規定、第2条の規定による改正後の市川市中小企業独立支援資金融資及び利子補給条例施行規則第8条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則第7条及び第9条第4項の規定は、平成28年4月1日以後に申請のあった融資に係る利子補給について適用し、同日前に申請のあった融資に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月13日規則第54号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成30年法律第26号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(令和2年7月17日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月29日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にベンチャービジネス等支援資金の融資の申請をする者について適用し、同日前にベンチャービジネス等支援資金の融資の申請のあった者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月28日規則第59号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定並びに様式第1号及び様式第3号から様式第8号までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項の規定は、令和4年1月1日から適用する。
(利子補給金の内払)
- 3 令和4年1月1日からこの規則の施行の日までの間に令和4年分の利子補給として改正前の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付された利子補給金は、改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例施行規則の規定により交付される利子補給金の内払とみなす。

新型コロナウイルス感染症に係る資金の市川市利子補給制度について(概要)

1. 対象者

- ・市川市内に主たる事業所があること。
※法人の場合、事業実態のある登記上の本店(又は登記上の主たる事務所)があること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、市のセーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証のいずれかの認定を受けて、次の条件を満たすこと。
【条件】セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証の対象: 令和 3 年 5 月 31 日までに保証申込みを行い、かつ、同日までに貸付実行をされた方

2. 対象資金

- 千葉県制度融資 ○セーフティネット資金(市町村認定枠・危機関連保証枠)
○新型コロナウイルス感染症対応特別資金

3. 補助対象融資限度額

2,000 万円(1 事業者につき)

4. 融資期間

融資期間 7 年(限度)・据置 1 年(限度)

5. 資金使途

運転資金・設備資金

6. 信用保証料補助

- ・補助上限額: 247,500 円(1 事業者につき)
※補助金の交付は、融資実行後に適宜実施
- ・信用保証料補助金交付実績(令和 7 年 3 月末時点)

	件数	補助金額	繰上償還による返還額
令和元年度	26 件	5,449,648 円	(11 件 1,300,075 円)
令和 2 年度	360 件	70,869,308 円	(61 件 4,640,767 円)
令和 3 年度	29 件	5,174,135 円	(5 件 141,891 円)
計	415 件	81,493,091 円	(77 件 6,082,733 円)

7. 利子補給

- ・利子補給率: 1.0%
- ・補給対象期間: 融資実行日から 3 年間
※利子補給金の交付は、1 月から 12 月までを 1 回の利子補給期間とし、この返済利子に対して翌年 2 月から 3 月まで実施。
- ・利子補給金交付実績(令和 7 年 3 月末現在)

	件数	補助金額
令和 2 年度	346 件	24,691,736 円
令和 3 年度	345 件	43,355,029 円
令和 4 年度	319 件	31,268,428 円
令和 5 年度	282 件	11,704,509 円
令和 6 年度	25 件	461,795 円

8. セーフティネット保証・危機関連保証の認定状況(参考) ※令和 2 年 3 月～令和 7 年 7 月末現在

	件数
セーフティネット保証 4 号	3,052 件
セーフティネット保証 5 号	490 件
危機関連保証	785 件

市川市中小企業融資制度のベンチャービジネス等支援資金
に係る信用保証料補助金の交付について(概要)

1. 対象者

市川市中小企業融資制度 ベンチャービジネス等支援資金利用者

2. 補助内容

・令和2年度～令和3年度:補助上限額 247,500 円

・令和4年度～ : " 128,000 円

※補助金の交付は、融資実行後に適宜実施

3. 補助実績及び進捗状況(令和7年7月末時点)

	件数	補助金額	繰上償還による返還 額
令和2年度	13 件	1,718,900 円	(3 件 141,129 円)
令和3年度	41 件	4,117,930 円	(4 件 147,582 円)
令和4年度	48 件	2,710,860 円	(1 件 48,686 円)
令和5年度	53 件	3,279,770 円	
令和6年度	42 件	2,598,705 円	
令和7年度	6 件	368,500 円	
計	203 件	14,794,665 円	(8 件 337,397 円)

市川市中小企業資金融資及び利子補給条例（抜粋）

（市川市中小企業融資制度審議会）

第14条 本市の中小企業者に係る融資制度について、市長の諮問に応じ調査審議するため、市川市中小企業融資制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第15条 審議会は、次に掲げる非常勤の委員6人をもって組織し、当該委員は、市長が委嘱する。

- （1）議会の議長 1人
 - （2）議会の建設経済委員会の委員長 1人
 - （3）市川商工会議所の代表者 1人
 - （4）学識経験のある者 3人
- 2 委員の任期は、前項第1号及び第2号の委員にあつてはその職にある期間とし、同項第3号及び第4号の委員にあつては2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- 3 第1項第3号及び第4号の委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

市川市中小企業融資制度審議会委員名簿

令和7年6月10日時点

氏 名 ・ 肩 書 等		選 出	任 期	備 考
委 員	大久保 たかし 市議会議長	市議会 議長	R7. 6. 9～	
委 員	中村 よしお 市議会建設経済委員会 委員長	市議会 建設経済委員会 委員長	R7. 6. 10～	
委 員	山澤 則夫 市川商工会議所 指導課長	市川商工会議所 代表者	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	
委 員	疋田 憲雄 千葉県税理士会市川支部 副支部長	学識経験のある者	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	
委 員	鳥海 洋介 千葉銀行市川支店 次長	学識経験のある者	R6. 4. 1 ～ R8. 3. 31	
委 員	加藤 徹 東京ベイ信用金庫 融資管理部 部長	学識経験のある者	R6. 6. 20 ～ R8. 3. 31	